

大学院学生各位

【廃止】新型コロナウイルス感染症に関連した 学籍の特別措置について

新型コロナウイルス感染症に関連した学籍の特別措置は、令和6年度以降実施しないこととなりました。ご参考までに、今回廃止となるのは以下の措置です。

休学

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育・研究に支障があることを理由とする休学を許可し、当該休学期間を休学可能期間（修士課程：2年、博士課程：3年）に含めないことが可能とされました。

【対象】 令和5年度に在籍する修士課程および博士課程の学生

○上記措置の申請を検討していた方で、令和6年3月31日または令和6年4月1日付での学籍異動（退学・休学・復学等）を希望する場合は、**令和6年2月9日（金）**までに手続きを行ってください。

提出書類の様式は、文学部・人文社会系研究科ホームページより[ダウンロード](#)または学生支援チーム大学院担当（窓口もしくはメール）で受領してください。

※専門分野主任および指導教員の承認印をいただいた届出を電子媒体（PDF）で学生支援チームへ提出いただくことも可能です。

電子媒体（PDF）で提出する場合は、メールの件名に「【学籍異動】」、「学籍番号」、「氏名」を必ず入れてください。

（件名の例）：【学籍異動】在学期間延長願の提出（21226000 東大太郎）

○期限までに書類を提出できない事情がある場合には、事前に学生支援チーム大学院担当へご相談ください。

令和6年1月25日
人文社会系研究科学生支援チーム大学院担当